

令和7年11月17日

学校法人 中京法律学園
中京法律専門学校

令和7年度 自己評価について

平成19年学校教育法及同法施行規則の改正により、専修学校における「自己評価の実施と評価結果の公表」が義務化されました。

本校においても、部科学省による「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づき自己評価を実施し、本校の現状を把握するとともに、課題及び改善方策について検討いたしました。今後とも課題の改善に努めながら、健全な学校運営と教育の充実を図ってまいります。

つきましては、令和7年度に実施した評価結果を取りまとめましたので、公表いたします。

令和7年度 自己評価について

前年度に実施した自己評価を基準として、前回点検から改善及び実施したことを整理し、今後の改善方策として新たに必要となる課題について検討を行いました。

1) 教育理念・教育目的

<教育理念・教育目的>

本校は、中京地区に法律教育機関がないことを遺憾として創立され、低学費で広く法律を学ぶ機会を提供するという建学の精神を教育の理念としている。

教育目的は、学則3条に規定してある。「本校は、教育基本法の本質に則り、学校教育法に従い、法学並びに法学実務を習得させ、併せて人格の陶冶と教養の向上を図ることを目的とする。」

そうした目的に従い本校は、「これから」の学びに意欲あるものに広く門戸を開いており、法学教育により「リーガルマインド」を養い、社会を生きていくための知力を身に付けた人材育成に努めている。

教育理念・目的・人材育成は、学校内部では学生便覧に掲載しており、外部に向けては学校ホームページ・募集要項などを通して周知徹底を図っております。今後も継続して、学内外において浸透させていくよう実施してまいります。

2) 学校運営

事業計画が定められ、理事会・評議員会が開催されるとともに、議事録が作成されています。また、規則・規程等により意思決定の仕組みが明確化され、適切に運営されています。教職員は適切に配置されており、人材採用についても必要に応じて実施し、採用基準及び手続は明確に定められています。さらに、給与支給等に関する基準・規程が整備され、人事考課が実施されており、理事会の決議により昇給が決定されています。

運営方針の文書化についても取り組んでおり、令和5年度には「学校事務決裁規則」及び「学校業務の運営に関する諸事項の改正手続きについて」等を整備しました。また、同年には中期財政調査研究会において財務分析を実施し、今後の運営方針を策定しました。

令和6年度は企画推進会議を開催し、教務部門を中心に今後の運営方針を定めました。今後は、定めた方針に基づく取組の実施状況を確認し、継続的な改善に努めてまいります。

3) 教育活動

法律科（4年課程）、実務法律科（2年課程）、行政教養科（1年課程）を設置し、修了に係る授業時間数・単位数を明示するとともに、教育課程の編成について規定しています。カリキュラムについては毎年度検討を行い、必要に応じて部分的な見直しを実施しています。令和5年度に実施した中期財政調査研究会において、カリキュラム編成の見直しを計画的に実施する方針を定め、令和6年度の企画推進会議において具体的な見直しを行いました。

＜成績評価・単位認定＞ 成績評価及び単位認定については、学生便覧及び受講の手引きにおいて学生に明示しています。各科目の成績は、定期試験の結果を基礎とし、平常点を考慮して評価しています。単位認定は、成績評価及び出席要件を踏まえ、総合的に判断しています。

また、令和元年度より GPA（Grade Point Average）を導入し、客観的な指標に基づく成績状況の把握を行っています。

＜教育環境＞ 令和3年度に電子黒板及びプロジェクターを全教室に配備し、映像や資料を活用した授業が可能となりました。また、教務システムを導入し、出席状況や成績情報を分かりやすく管理できる体制を整えています。

＜資格・検定試験 指導体制＞ 認定科目として関連講座を開講しているほか、夏期休暇期間を活用した資格取得講座も実施しており、指導体制の充実を図っています。令和4年1月より資格担当教員を配置しました。令和6年度の企画推進会議において、資格・検定試験の実績向上に向けた指導体制の見直しについて検討を行いました。今後は、各担当教員との連携を強化し、合格者数及び合格率の向上に向けた取組を進めてまいります。

＜教員・教員組織＞ 教員に求める能力・資質を明確にし、必要な資格等を定めた上で確認を行っています。今後は、より専門性の高い教育を実施するため、外部専門家による講義科目の充実を図ってまいります。

<授業評価> 毎年度、学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を各講師へフィードバックしています。今後は、学校としての評価基準を明確化し、授業改善につなげていくことで、より質の高い教育の実現に努めてまいります。

4) 学修成果

<就職率> 希望する就職（進路）先への決定を支援するため、就職セミナーの開催や外部講師による対策講座を実施しています。進路決定状況については、「卒業後進路予定報告書」の提出により把握し、文部科学省の基準に基づいた就職率を算出しています。今後も、進路未決定者の減少に向けた取組を継続してまいります。

<資格・検定合格率> 通常講義において各種対策講座を実施しているほか、夏期集中講座も開講しています。一方で、資格・検定の中には個人申込によるものも多く、全体の合格状況を十分に把握できていない点が課題となっています。今後は、担当講師との連携を強化し、打ち合わせの機会を増やすことで指導方法の改善を図ってまいります。また、受験者数の増加と合格率の向上に向けた取組を進めてまいります。

<退学率> 退学につながる要因を早期に把握するため、担任による個別面談を定期的に実施しています。令和3年度より教務システムを導入し、出席状況を一元的に管理できる体制を整備しました。これらの情報を担任による指導に活用しています。

また、令和4年度よりメンタルケアに関するカウンセリング体制を新たに整備しました。今後は退学状況の分析を行い、未然防止に向けた取組を一層推進してまいります。

<卒業生の社会的評価> 卒業後アンケートの回答者や本校への連絡・訪問があった卒業生については状況を把握していますが、就職先への訪問等は十分に実施できておらず、全体的な実態把握には課題があります。今後は、卒業生との関係構築の在り方について継続的に検討してまいります。

5) 学生支援

<進路・就職に関する指導体制> 担任制を敷き、1年次より進路を含めた個別面談を実施しています。また、進路指導担当教員に加え、各進路分野（公務員・大学編入学・法科大学院）ごとに試験対策担当教員を配置し、指導体制を整えています。外部講師（キャリアカウンセラー）による講座を開講し、講座終了後には希望者に対して個別のキャリアカウンセリングを実施しています。

令和3年度より教務システムを導入し、連絡ツールの活用により学生への情報発信や就職状況の把握の効率化を図っています。

<学生相談に関する体制> 担任及び教職員が学生生活に関する相談に対応しています。教務システムの活用により、教職員間での情報共有を図っています。

また、令和4年度よりメンタルケアに関するカウンセリング体制を整備しました。さらに、令和7年度より常勤教員による担任配置の見直しを行い、より効果的な支援体制の構築を図っています。

<学生の経済的側面に対する支援体制> 授業料減免を伴う特待生制度を設けているほか、学費の分納制度（最大10回）を整備しています。令和元年度には、日本学生支援機構の対象学科に行政教養科を追加し、全学科で利用可能となりました。

また、令和2年度より国の「高等教育の修学支援新制度」の対象校として認定されており、継続して更新を行っています。令和7年度入学者からの学費改定に伴い、入金減免制度（入学方法別・遠方出願者対象）を新設しました。今後は資格試験受験料の補助制度等についても検討してまいります。

＜学生の健康管理に対する組織体制＞ 学学校保健計画を策定し、学校医を選任しています。定期健康診断を実施し、その結果を適切に管理しています。専門職員の常駐はありませんが、保健室を設置し、必要に応じて職員が対応しています。

また、平成30年度より「学校敷地内全面禁煙」を実施し、受動喫煙の防止及び健康意識の向上に取り組んでいます。加えて、令和4年度よりメンタルケアに関するカウンセリング体制を整備しています。

＜保護者との連携＞ 保護者への連絡は、必要に応じて文書送付や電話連絡により行っています。また、希望に応じて来校による面談を実施しています。令和3年度より教務システムを導入し、保護者登録により学生の出席状況の確認や連絡機能の活用が可能となっています。

＜卒業生への支援体制＞ 卒業後も在籍可能な研究生制度を設け、就職未決定者や資格・各種試験受験者への支援を行っています。一方で、卒業後の離職状況や就業状況の把握については十分に実施できておらず、課題となっています。今後は、卒業生の状況把握の在り方について検討し、支援体制の充実に努めてまいります。

6) 教育環境

施設・設備については、耐震基準を満たした建築物として設置基準及び関係法令に適合しています。消防設備等についても、法令に基づき整備及び保守点検を実施し、必要に応じて適切な改善対応を行っています。また、図書室・自習室・パソコン室など、学習支援のための施設及び設備を整備しています。

＜主な施設整備の状況＞ 令和元年度校舎外壁塗装工事。令和2年度 教室棟1階トイレ改修、教室の机・椅子の更新、プロジェクター設置、音響設備及び校内放送設備の更新。令和3年度 教室棟2階トイレ改修、ノートパソコン（30台）設置。令和4年度 教室棟3階トイレ改修、玄関ドア改修、音響設備更新、玄関簡易応接スペース改修。令和5年度 教室棟1階床改修、自習室改修。令和6年度 教室棟壁塗装。防災体制については、令和元年度以降、毎年1名ずつ防火防災管理に関する講習へ参加しており、継続的に体制整備を進めています。

学外実習・インターンシップについては、進路先が多岐にわたることから十分に実施できていない面があり、今後の検討課題としています。

7) 学生の募集と受入れ

＜学生募集活動の適正＞ 毎年度、学校案内及び募集要項を作成し、広告出稿については予算計画を策定した上で、それに基づく広報活動を実施しています。また、オープンキャンパスや体験入学、入学相談会を定期的に行い、入学志願者に対して本校の教育内容等の理解を促す取組を行っています。

願書の受付については、入学時期に合わせて適切な時期に開始しており、愛知県専修

学校各種学校連合会の自主運用基準に沿った募集活動を実施しています。

<学生納付金の適正> 学生納付金については、徴収する金額をすべて学生募集要項等に明記しています。また、入学辞退者に対する授業料の返還についても、規定に基づき適切に対応しています。

令和5年度の中期財政調査研究会において、学生納付金の適正化及び改定について検討を行い、令和6年度募集（令和7年度入学者）より一部学費の改定を実施しました。

8) 財務

事業活動収支計算書における当年度収支差額はプラスで推移しており、借入金はありません。

収支状況、財産目録及び貸借対照表の数値に基づき、財務運営は適切に行われています。会計監査については、私立学校法及び寄付行為に基づき適切に実施されており、監査報告書を作成の上、理事会及び評議員会に報告しています。

また、財務情報公開に関する規程を整備し、財務諸表及び事業報告書を作成しています。令和元年度よりホームページにより財務情報の公開を行っています。さらに、令和5年度の中期財政調査研究会において、過去10年分のデータを基に財務分析を実施し、今後3年間の財政収支の見通しを策定しました。

9) 法令等の遵守

関係法令及び設置基準等に基づき学校運営を行い、必要な届出等を適切に実施しています。また、学校運営に必要な規程を整備し、適切に運用しています。

ハラスメント防止については、平成29年度より「ハラスメント防止啓発に関する規程・ガイドライン」を整備し、周知及び防止に向けた取組を行っています。個人情報保護については、適切な取扱いに努めていますが、明文化された規程の整備については課題があり、今後整備に向けた検討を進めてまいります。

10) 社会貢献・地域貢献

地域貢献の一環として、学校施設・設備等を地域及び関連業界に開放する機会を設けています。平成29年度より、旭丘学区防災安心まちづくり委員会と大規模災害時における地域連携に関する協定を締結しています。

学生によるボランティア活動については、現時点では学校として体系的な取組には至っておらず、実績も限定的であることから、今後の検討課題としています。

以上